

館山市観光地魅力アップ整備事業補助金に係る手続き等について

館山市観光地魅力アップ整備事業補助金に係る手続きの概要は下記のとおりです。

補助金の適正な執行及び実施主体の自己負担の軽減・適正化を図る観点から、実施主体は補助対象経費に係る契約の締結に際して、契約予定額により複数人（社）の見積書を必要とする場合があります。

<補助対象事業>

補助金の交付対象となる事業は、単年度事業であって、県要綱第3条に規定するものとします。

（県の他の補助金等が交付される事業は除く。）

<補助金に係る手続きの概要>

番号	書類名等	様式	書類作成者 ⇒ 宛先	説明
1	所要額調査票	※省略	実施主体 ⇒ 館山市	実施主体が市長に提出。
2	補助金交付申請書	(別記第1号様式)	実施主体 ⇒ 館山市	実施主体が市長に提出。
3	補助金交付決定通知書	※省略	館山市 ⇒ 実施主体	市長は、補助金交付申請書(番号2)をもとに、千葉県へ補助金交付申請を行う。その後、千葉県から館山市へ補助金交付決定が行われ、順次、館山市から実施主体へ通知。(番号3)
4	変更(中止・廃止)承認申請書	(別記第3号様式)	実施主体 ⇒ 館山市	実施主体は、事業内容の変更、事業の中止や廃止をしようとするときは、市長に申請。
5	遂行状況報告書	(別記第5号様式)	実施主体 ⇒ 館山市	市長から補助事業の遂行状況に関し、報告を求められた場合は、市長に報告。
6	補助金実績報告書	(別記第6号様式)	実施主体 ⇒ 館山市	実施主体は、事業が完了したときは、市長に提出。
7	補助金の額の確定通知書	(別記第7号様式)	館山市 ⇒ 実施主体	市長は、交付すべき補助金の額を確定して、実施主体に通知。
8	補助金交付請求書	(別記第8号様式)	実施主体 ⇒ 館山市	実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に提出。
9	補助金の支払い		館山市 ⇒ 実施主体	市長は、補助金交付請求書の提出を受けて、補助金を実施主体に支払う。

申請受付期間 番号1：令和6年8月19日（月）～令和6年9月27日（金）17時まで

番号2：令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）17時まで

実績報告書提出 番号6：令和8年2月28日（金）17時まで

※ 所要額調査票及び補助金交付申請書の提出は、補助金の交付が確定するものではありません。

※ 所要額調査票を館山市へ提出した実施主体のみ、補助金交付申請書を提出することができます。

（所要額調査票の提出がない場合は、補助金交付申請を行うことができません。）

事業の実施主体	補助率	補助金限度額
・中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する者 ・中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項第3号及び第4号、第6号に規定する者 ・その他、市長が特に認める者	総事業費の2分の1	6,000千円 （観光案内板は1,500千円／基）

<留意事項>

【観光関連施設等について】

要綱第1条に定める「観光関連施設等」とは、要綱第1条別表1に定めるものに加え、次のいずれの条件も満たすものをいい、施設等ごとの留意事項については、下記表のとおりとする。

- ① 主に観光客が利用することを前提として整備する常設の施設等であること。
- ② 観光客が常に利用することができ、かつ無料で利用することができる施設であること。

名称	留意事項
公衆トイレ	・女性用の便器数を男性用よりも多くする等、女性の利用特性について配慮すること。 ・非接触設備を導入する等、衛生面について配慮すること。 ・洋式便器での整備を基本とすること。 ただし、和式便器を整備する特段の理由がある場合にはその限りでない。
駐車場	・特定施設の利用者のみが利用可能なものではないこと。 ・整備箇所における想定利用台数が駐車できるものであること。 ・駐車場内の安全確保に配慮すること。 ・駐車場法及び駐車場法施行令に定める技術的基準に配慮し、整備すること。 ・自転車用駐輪設備は、工事により設置された固定的なものであること。 ・施設機能の強化に資するものとは、身体障害者用の設備等、施設機能の強化に必要な付帯的設備であること。
観光案内板	・可能な限り外国人観光客に案内することも想定して整備すること。 ・観光地や施設等の個別説明を掲載する場合は、板面の1/3以内に留めること。
観光案内所	・観光ガイド等を行う人員を配置することを前提としたものであること。
照射設備	・当該設備による照射が観光客の誘引に資することが客観的に認められるものであること。
サイクルステーション	・太平洋岸自転車道や2以上の市町村にまたがるサイクルコース等の広域的なサイクリストに設置されるもので、サイクリストが気軽に立ち寄り、休憩を行える施設であること。 ・既存のサイクルステーションから概ね10km程度の距離があること。 ・原則、以下の機能を備えた施設であること ⇒a) トイレが利用できること b) 空気入れの貸出しをしていること c) 水分補給(自販機・飲料水の提供)が可能であること d) 休憩スペース・設備(屋根付きのテーブル・椅子)があること e) 駐輪設備が設置されていること f) 必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと ※補助対象となる具体的な設備等の例(備品は除く) 駐輪設備(固定式)、雨よけの設置、ベンチ・テーブル(固定式)、更衣室、自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、手荷物用ロッカー等

【申請関係】

- ・補助対象経費に消費税は含まれません。
- ・当該補助金は、千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金に付随するものであり、館山市及び千葉県の予算の範囲内で交付決定されるため、申請をしていただいた場合においても採択されない場合があります。

【実績報告】

- ・事業は、事業を実施し、実施に係る経費の支払いをもって事業完了となります。
- ・支出に関する書類として、見積書・請求書・領収証を徴収し、10万円以上の案件については発注書若しくは請書、30万円以上の案件については契約書を作成してください。
- ・完了を証する書類として、納品書・工事完了報告書等を徴収してください。

【その他】

- ・施設等の整備にあたっては、整備地周辺における住民等の理解を得るとともに、各種法令に定める土地の利用や建物の建築等に関する条件を満たすようにしてください。
- ・施設等の構造や材料等については、要綱第12条に定める耐用年数を踏まえるとともに、維持管理や費用対効果に可能な限り配慮したものとなるようにしてください。
- ・誰もが安心して館山市の観光を楽しめるよう、可能な限り、ユニバーサルツーリズムの視点に配慮したものとなるようにしてください。
- ・整備した施設等については、観光客が利用しやすいよう、観光案内用のホームページやパンフレットへの掲載、誘導用看板の設置等、広く周知するようにしてください。

<問合せ先>

観光みなと課観光施設係（館山市館山市 1564-1 “渚の駅” たてやま内）
TEL：0470-22-3346
FAX：0470-24-2404
E-mail：kanko@city.tateyama.chiba.jp